

第2章 災害予防計画

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある時（以下「災害時」という。）における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。また、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。

第1節 通信施設等整備改良計画

災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段確保のため、防災行政無線等の情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路のマルート化などの防災対策の推進を図るものとする。

1 無線通信施設の現況

区分	内容
焼津市同時通報用無線	消防防災センターに親局、市庁舎に遠隔制御装置が設置され、ここから市内の子局に放送が可能。同時通報用無線通信施設一覧は、資料編（共通対策）2-1-1①のとおりである。
デジタル簡易無線	消防防災センターに基地局が設置され、各移動局（車載・携帯無線機）との間で、災害情報の収集や指令等に使用する。デジタル簡易無線一覧は、資料編（共通対策）2-1-1②のとおりである。 防災無線（地域防災無線）の相互補助的役割を担い、以下、本計画において市防災行政無線に含まれる。
防災相互信用無線	防災関係機関相互間の通信手段として、共通の周波数使用による移動無線局が開設されている。防災関係機関の無線局は、資料編（共通対策）2-1-1③のとおりである。
防災無線（地域防災無線）	災害が発生、又は予想される場合、その被害を最小限にとどめるため、防災関係機関、生活関連機関、自主防災会等と災害対策本部との、あるいはこれらの相互においての、同時に素早く幅広い情報交換が不可欠である。地域防災無線は、このような情報とそれによる対策の伝達をするものである。地域防災無線一覧は、資料編（共通対策）2-1-1④のとおりである。
消防無線	志太消防本部情報指令課に基地局が設置され、移動局（車載、携帯無線機）との間で、災害情報の収集や指令等に使用する。消防無線一覧は、資料編（共通対策）2-1-1⑤のとおりである。
静岡県デジタル防災通信システム	県庁内に基地局を設置し、県、市町、防災関係機関とを衛星回線及び地上無線回線で結ぶものである。無線ファックスも使用でき、市内には焼津漁港管理事務所、消防防災センターに設置してある。
全国瞬時警報システム（J-ALERT）	地震・津波情報等を衛星回線を使ってすみやかに伝達するものである。
非常の場合の無線通信	総務大臣は、電波法第74条に基づき、災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれのある場合に、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保、秩序の維持のために必要な無線通信を行わせることができる。
焼津漁港安全情報伝達施設	海岸域の漁業就業者や一般利用者に対する津波情報等を迅速に伝達するために、県により「焼津漁港安全情報伝達施設」が浜当目海岸に設置されている。 この施設は、地震発生時に警報等を「目と耳」で確認できるよう情報表示盤を備えた安全情報伝達施設である。

区分	内容
小エリア無線通信システムの導入	自主防災組織内相互の情報収集機能向上のため小エリア無線機（トランシーバー）を70台自主防災組織に配備した。

2 整備計画

- (1) 災害時に電気及び電話が一時的に途絶した場合に、情報連絡体制が確保できるように、短期～中長期的に無線通信網の整備を図る。
- (2) 被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

通信設備の防災対策	指定公共機関の電気通信事業者は、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動無線機、非常用移動電話局装置及び非常用移動電源車等の配備、安全な設置場所の確保など、多様な手段の確保に努める。
気象観測施設の充足整備	<p>ア 市内にある気象観測の施設（「気象業務法」に基づき届出のあったもの。）は、雨量観測施設が中港に、水位観測施設が瀬戸川入江橋に設置されている。</p> <p>イ 県では、静岡県土木総合防災情報システムの整備によって、雨量観測所117箇所、水位観測所159箇所のオンライン・リアルタイム化を実施した。</p>
被災者等への情報伝達手段の整備	<p>ア 市は、被災者等への情報伝達手段として、特に市防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。</p> <p>イ 市は、災害時に孤立が予想される地域について、衛星携帯電話などにより、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備に努める。</p>

（資料編（共通対策）2-1-1①、②）

第2節 防災資機材整備計画

この計画は、本市が保有する災害応急対策に必要な資機材を整備する計画を明らかにし、有事に際してその機能を有効かつ的確に活用できるようにするため、平常時からこれらの整備点検についての計画も合わせて明らかにするものとする。

1 必要な機械器具

市民等の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、風水害、火災、地震等の災害による被害を軽減するため、志太消防本部と連携し、必要な機械器具を確保しておくものとする。

- (1) 整備点検は常時行い、有事の際の活動に万全を期するものとする。
- (2) 消防署、消防団の機械器具及び消防水利は別に定める。

2 その他の資機材

防災の用に供するための資機材は、資料編（共通対策）2-2-2に定めるとおりであるが、年次計画により不足資機材の整備充実を図るものとする。

なお、不足資機材については、現に各課で保有する資機材をもって対処する。

また、県及び市は、資機材の保有状況を把握するとともに、平時から救助・救急関係省庁と情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。

第3節 道路鉄道等災害防止計画

この計画は、豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路、鉄道等交通の危険防止を図ることを目的とする。

区分	内容
道路交通の災害 予防計画	<p>道路管理者は、豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路の交通の危険防止を図るために、管轄する道路について次の業務を行う。</p> <p>(1) 安全施設等の整備 (2) 防災体制の確立（情報連絡を含む。） (3) 異常気象時の通行規制区間の指定 (4) 通行規制の実施及び解除（通行規制の基準は、資料編（共通対策）2-3-1のとおり。） (5) 通行規制の実施状況に関する広報</p>
鉄道の災害予防 計画	<p>鉄道事業者は列車事故災害を防止するため、安全施設等を整備するとともに、防災体制の確立を図り、異常気象時においては、あらかじめ定める運転基準により列車の運転中止等を行う。</p> <p>(1) 安全施設等の整備 ア 道路との立体交差部等における安全施設の整備を図る。 イ 路線の盛土、法面箇所等の改良工事を実施し、防災構造化の推進を図る。 (2) 防災体制の確立 動員、情報の収集、伝達の方法、関係機関との協力体制、対策本部の運営等について整備を推進し、防災体制の確立を図る。 (3) 異常気象時における運転の停止等 豪雨、積雪等の異常気象時においては、列車の運転の中止等を行う。 (4) 運行規制の実施状況に関する広報</p>

第4節 防災知識の普及計画

災害が発生しても被害が最小限にとどまるよう、市職員をはじめ、市民及び各組織等を対象に地震等の防災に関する知識と防災対応を啓発指導し、個々の防災力向上を図る。

災害対策関係職員及び市民に対する災害予防あるいは災害応急対策等に関する防災知識の普及は、国が決定した国民運動の推進の主旨も踏まえ、おおむね次により行うものとする。

- 多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。
- 防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。
- 被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、「男女共同参画の視点からの防災手引書」なども活用し、男女共同参画の視点からの防災対策を推進する。
- 専門家（風水害にあっては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

1 普及方法

市は、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、津波災害と防災に関する市民の理解向上に努めるほか、防災知識の普及は次の方法により行う。

区分	内容
学校教育、社会教育を通じての普及	災害の種類、原因等についての科学的知識並びに災害予防措置、避難方法を学習内容等に組み入れ、学校教育及び社会教育の全体を通じて、防災教育の徹底を図る。 また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。
職員及び関係者に対する普及	防災関係機関における災害対策関係職員の防災体制、適正な判断力等をあらゆる機会を利用してその徹底を図る。
広報やいづ、印刷物等による普及	市民等に対し、その時期に応じて広報やいづ等の広報媒体を通じ、又、印刷物等を作成・配布し防災知識の普及を図る。
講演会等による普及	防災関係者並びに市民等に対し、出前講座、講演会を適宜開催しその普及を図る。

2 普及すべき内容

防災知識の普及に当たっては周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。普及事項はおおむね次のとおりである。

普及事項	(1) 防災気象に関する知識
	(2) 防災の一般的知識
	(3) 市地域防災計画の概要
	(4) 自主防災組織の意義
	(5) 災害危険箇所に関する知識
	(6) 災害時の心得 ア 災害情報等の聴取方法 イ 停電時の心構え ウ 早期避難の重要性、避難行動への負担感・過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識・正常性バイアス等を克服し避難行動を取るべきタイミングを逸すことなく適切な行動をとること、安全な親戚・知人宅や職場・ホテル・旅館等の避難場所・避難路等の事前確認の徹底 エ 食料、飲料水、携帯トイレ等、在宅で生活を継続するための準備 オ 避難所の適正な運営 カ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や企業・学校の計画的な休業・休校等について キ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等、生活の再建に資する行動 ク その他の災害の態様に応じ、取るべき手段方法等
	(7) 要配慮者及び男女双方の視点への配慮

3 市の実施事項

気象、水防の知識、市の防災対策、災害救助措置等についての研修会、講演会を適宜開催して、災害時ににおける適切な判断力と行動力の要請及び防災上必要な知識並びに技術の向上を図るものとする。

(1) 市職員としての教育

市職員として、行政をすすめる中で、積極的に地震等の防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど、次の事項について研修会等を通じて教育を行う。

なお、教育に当たっては、防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

教 育 事 項	ア 地震・津波、風水害等の防災に関する基礎知識
	イ 東海地震等の災害発生に関する知識
	ウ 静岡県第4次地震被害想定の内容
	エ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策
	オ 「焼津市地域防災計画」の内容と市が実施している地震等の防災対策
	カ 地震等が発生した場合及び地震が予知された場合、具体的にとるべき行動に関する知識
	キ 職員等が果たすべき役割（職員の勤務体制と任務分担）
	ク 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらに基づきとられる措置及び情報伝達
	ケ 南海トラフ地震に関連する情報の意義と、これらに基づきとられる措置
	コ 緊急地震速報の意義と受信時におけるべき措置
	サ 家庭の地震等の防災対策と自主防災組織の育成強化対策
	シ 地震等の防災対策の課題その他必要な事項

上記のうち、力及びキについては、年度当初に各課・事務所等において、所属職員に対し、十分に周知する。また、各部局等は、所管事項に関する地震等の防災対策について、それが定めるところにより所属職員に対する教育を行う。

なお、上記のほか、焼津市教育委員会は「静岡県学校安全教育目標（県教育委員会編）」及び「学校の危機管理マニュアル（災害安全）（県教育委員会編）」によって、それぞれ職員に対して教育を行うものとする。

（2）生徒等に対する教育

市教育委員会は、公立学校（幼稚園・小・中学校）に対し、幼児・児童・生徒（以下「生徒等」という。）に対する地震等の防災教育の指針を示し、その実施を指導する。また、私立学校においても、これに準じた教育を行うよう努めるものとする。なお、防災教育は、住んでいる地域の特徴・災害リスクや過去の津波の教訓等を考慮した上で継続して行うよう努めるものとする。

区分	内容
生徒等に対する指導	自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して実践する。 ア 災害発生時の実践的な防災対応能力を身につけられるよう、学校の防災訓練の充実を図る。 イ 社会に奉仕する精神を培うとともに、災害ボランティアとして活動するための知識や技術を習得するため、学校教育だけでなく地域社会の各種の取組を活用して、ボランティア活動への参加を促進する。
応急救護の技能習得	中学生、高校生を中心に応急救護の実践的技能の修得の徹底を図る。

（3）市民に対する防災思想の普及

市は、地震発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。この際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止、大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

特に、6月第1日曜日を「土砂災害対応訓練の全国統一実施日」、3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」、8月30日から9月5日までを「防災週間」、11月を「地震防災強化月間」、12月第1日曜日を「地域防災の日」、1月15日から21日まで「防災とボランティア週間」と定め、それぞれ、土砂災害津波避難対策、突然地震が発生した場合の対応及び家庭内対策を中心に啓発活動を重点的に実施する。

なお、この場合、自主防災組織及び専門的知識を持つふじのくに防災フェロー、ふじのくに防災士、その他防災士等の積極的な活用を図る。また、市は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中

で防災に関する教育の普及促進を図るものとする。

市は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

区分	内容				
一般的な啓発内容	<p>ア 東海地震等の基礎的な知識 イ 静岡県第4次地震被害想定の内容 ウ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策 エ 突発地震等の災害が発生した場合の行動指針等の応急対策 オ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらの情報発表時の行動指針等の基本的知識 カ 南海トラフ地震に関連する情報の意義と、これらの情報発表時にとるべき行動等の基本的知識 キ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置 ク 地域及び事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性 ケ 防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策 コ 津波・山・かけ崩れ危険予想地域等に関する知識 サ 避難地、避難路、その他避難対策に関する知識 シ 住宅の耐震診断及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の平常時の準備 ス 居住用の建物・家財の保険・共済加入等の生活再建に向けた事前の備え セ 消火、救出・救助、応急手当等に関する知識 ソ 避難生活に関する知識 タ 要配慮者及び男女双方の視点への配慮 チ 安否情報の確認のためのシステム ツ 地域コミュニティ等との連携による森林保全活動の重要性 テ 地域コミュニティ、文化財愛護団体等との連携による文化財保護活動の重要性 ト 避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において被災者や支援者が性犯罪・性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないための、「暴力は許されない」意識の普及・徹底</p>				
手段・方法	パンフレット、ビデオ及び報道機関等の媒体や防災アドバイザー等の専門的知識を有する人材を活用し、地域の実情に合わせたより具体的な手法により、県と協力して普及を図る。特に突然発生した地震に対する住民の行動指針について周知徹底を図る。				
防災学習室による啓発	防災学習室は、地震、津波及び風水害（以下「地震防災等」という。）に関する体験学習や家庭内対策等の展示を行うとともに、研修等を開催し、市民及び自主防災組織等の地震防災等に関する知識の啓発及び意識の高揚を図る。その際、相談等に応じ適切な助言及び指導を行う。また、地震防災等に関する意識啓発用の資機材の貸出しを行う。				
社会教育を通じての啓発	<p>市及び市教育委員会は、PTA、女性団体、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、市民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域の地震防災に寄与する意識を高める。</p> <table border="1"> <tr> <td>啓発内容</td><td>市民に対する一般的な啓発に準ずる。その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。</td></tr> <tr> <td>手段・方法</td><td>各種学級・講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。</td></tr> </table>	啓発内容	市民に対する一般的な啓発に準ずる。その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。	手段・方法	各種学級・講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。
啓発内容	市民に対する一般的な啓発に準ずる。その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。				
手段・方法	各種学級・講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。				

区分	内容
各種団体を通じての啓発	<p>市は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料の提供、映画フィルム等の貸出し等を通じて、地震防災思想の普及に努める。これによって、それぞれの団体の構成員である民間事務所等の組織内部における防災知識の普及を促進させるものとする。</p> <p>また、県及び市は、国（総務省）と協力し、研修を通じて、災害時行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。</p>
防災上重要な施設管理者に対する教育	危険物を取り扱う施設や大型小売り店舗、旅館など不特定多数の者が出入りする施設の管理者に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導を通じ、南海トラフ地震臨時情報発表時、緊急地震速報を受信した時及び地震発生時における施設管理者のとるべき措置についての知識の普及に努める。
相談窓口等	<p>市は、それぞれの機関において所管する事項について、市民の地震対策の相談に積極的に応ずるものとする。</p> <p>なお、総括的な事項及び建築に関する事項の相談窓口は、次のとおりである。</p> <p>ア 総括的な事項・・・・・・防災部 イ 建築物に関する事項・・・都市政策部</p>

4 防災関係機関

東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、中日本高速道路株式会社、電力会社、ガス会社等の防災関係機関は、それぞれ所掌する事務又は業務に関する地震防災応急対策、災害応急対策、利用者等の実施すべき事項等について広報を行う。

第5節 防災のための調査研究

防災計画を有効なものとするために、災害時の事例等を科学的に調査、研究し、本市の地域特性に応じた地域防災計画の改訂に役立てる。

1 調査、研究事項

調査研究内容
<p>(1) 本市の地形、地質的素因が自然的災害の発生に当たって、どのような反応を示すか調査・検討する。</p> <p>(2) 古文書など過去の災害史を通じて、どんな種類の災害が発生しているかを調査・検討する。</p> <p>(3) 災害史の検討により災害発生のメカニズムを理解する。</p> <p>(4) 今後同様のメカニズムが他のどの場所に発生する可能性があるか、地形、地質の面から検討する。</p> <p>(5) 要防災の程度を区分する。</p> <p>(6) 要防災地域を対象に具体的な調査を実施する。</p> <p>ア 災害の種類によっては、その地点、波及する範囲、被害の様相を予見することができる。こうした防災基礎調査の活用は從来、とかくなおざりにされがちであったため、結果的に大きな災害をもたらすことがあった。このような点を改めるため、専門家の防災基礎調査を活用して概況の把握に努める。</p> <p>イ 本市におけるこれまでの災害は特定の地域に集中していたが、今後山沿いの宅地開発に伴う地盤災害も予想される。一方、都市化の進展に伴い高層建築物、密集市街地、用途の混在地区、生活基盤の未整備地区等がみられ、災害形態も複雑多様化が予想される。このような新しいタイプの災害発生を未然に防ぐため、事前に対策を検討しておく必要がある。</p> <p>(7) 要防災地域の防災パトロールの実施 危険性があると判断される地域箇所については防災パトロールを強化し、災害発生を事前にキャッチする。</p> <p>(8) 防災関係機関との情報交換 国、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関が策定した防災対策に関する計画、情報については、連絡を密にしてそれらとの情報交換に努める。</p> <p>(9) 情報通信網の活用 情報通信分野をはじめ、めざましく進歩する科学技術を防災行政へ積極的に活用する。</p>

2 土地条件調査上における地域別主要問題点

地域	主要問題点
大井川流域	焼津海岸の侵食の問題

3 災害発生状況調査

区分	内容
地震	過去の主な地震災害の発生状況や被害を整理するとともに、観測技術やリスク評価（プレート境界型の地震、活断層型の地震）、応急対策実施状況等の資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。
津波	過去の主な津波被害の発生状況を整理するとともに、津波観測技術や津波の被害予測に係る基礎資料を収集し、今後の防災対応の基礎とする。
風水害	過去の主な風水害の発生状況を整理するとともに、浸水や地すべりに係る基礎資料を収集及び作成し、今後の防災対策の資料とする。
大火災	火災については、志太消防本部がその発生時点における気象状況、被害、規模、発生地域等を把握し、今後の火災防止の資料とする。

第6節 住民の避難体制

市は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所」という。）のほか、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知に努める。

1 避難場所等の周知啓発

市は住民等に対し、避難場所が災害種別に応じて指定されていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から周知啓発に努める。

2 避難場所等の安全性の向上

市は、関係機関と協力し、避難場所等を避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。

（1）避難場所

- ア 避難誘導標識等による住民への周知
- イ 周辺の緑化の促進
- ウ 複数の進入口の整備

（2）避難路

- ア 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- イ 落下・倒壊物対策の推進
- ウ 誘導標識、誘導灯の設置
- エ 段差解消、誘導ブロックの設置

3 避難所の指定、整備

市は、施設管理者と協力し、避難所を指定する。避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、必要に応じて、避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

（1）避難所の指定

避難所は、自治会、町内会単位で指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。

ア 市は、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルスを含む感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平常時から場所や収容人員等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

イ 市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることができが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。

ウ 市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は应急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

工 市は、避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

特に、良好な生活環境確保のためにはトイレ（衛生）、キッチン（食事）、ベッド（睡眠）に関する環境の向上が重要であることから、市はこれらの環境改善に努めるものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。なお、市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と健康福祉担当部局が連携して、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修所、ホテル、旅館、地域の公民館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

さらに、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用し、非接触型の避難所運営に努めるものとする。

才 市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

（2）2次的避難所の整備

ア 福祉避難所

- (ア) 市は、一般の避難所では生活することが困難な障害のある方、医療的ケアを必要とする方等の要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等と福祉避難所の協定を締結し、周知するものとする。この際、受入れを想定していない避難者が避難していくことがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、市は、受入れ対象者を特定しての公示を活用しつつ、一般的の避難所で過ごすことに困難を伴うおそれがある障害のある方等の要配慮者が、必要となった際に福祉避難所へ直接避難することを促進するため、個別避難計画の策定に当たり、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整するよう努めるものとする。
- (イ) 市は、要配慮者の要配慮特性に応じ、より多くの要配慮者を受け入れができるよう、福祉避難所の確保に努めるものとする。
- (ウ) 市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「焼津市福祉避難所設置・運営マニュアル」などに沿いながら、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。
- (エ) 市は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。
- (オ) 市は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、協定締結先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整を図り、必要に応じて覚書等を交わすものとする。特に、医療的ケアを必要とする方に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

イ 2次の避難所

- (ア) 2次の避難所は、市の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。
- (イ) 市及び県は、大規模な災害により多数の市民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。
- (ウ) 市及び県は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2次の避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。

4 避難場所、避難所等の施設管理

(1) 市

市は、県が示した「避難所運営マニュアル」を踏まえて、以下の事項を定めて管理運営体制を整備するとともに、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

- ア 避難所の管理者不在時の開設体制
- イ 避難所を管理するための責任者の派遣
- ウ 災害対策本部との連絡体制
- エ 自主防災組織、施設管理者との協力体制

また、避難場所の管理条件等については、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（内閣府）を参考とする。

(2) 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡体制の構築を行う。

(3) 不特定多数の者が利用する施設の管理者

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に関する計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

また、県及び市は、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

5 避難情報と住民がとるべき行動（安全確保措置）の周知・啓発

- (1) 市が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。特に、ハザードマップ等により平素から自宅等の危険の有無を確認すべきこと、市から避難情報が発令されたら直ちに避難行動をとるべきこと、避難情報が出されなくても身の危険を感じたら躊躇なく避難すべきことを強く啓発するものとする。周知啓発に資するため、市は、国が整備する避難所等に関する統一的な地理空間情報の充実に努めるものとする。
- (2) 避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅等への避難（立退き避難・水平避難）、を基本とする。ただし、「避難」とは「難」を「避」けることであり、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により「屋内安全確保」を行う。また、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行う。
- (3) 住民は避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら氾濫危険情報などの警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。
- (4) 市は、河川氾濫、土砂災害、地震・津波等の災害リスクごとに「いつ」、「どこへ」避難するかをあらかじめ整理し記載する「わたしの避難計画」を、河川氾濫に係る避難行動計画(マイ・タイムライン)の作成と並行して推進し、住民の早期避難意識の醸成を図る。

第7節 防災訓練

災害対策本部運営機能の向上、防災関係機関との連携強化、地域の防災体制の確立、市民の防災意識の高揚、大規模広域災害時の円滑な広域避難の実施及び過去の災害対応の教訓の共有を図るため、年間を通じて計画的かつ段階的に実践的訓練を実施する。また、市の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。さらに、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。なお、関係機関間での協定締結などによる連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努めるものとする。

区分	内容															
総合防災訓練の実施	<p>災害が発生した場合に、災害応急対策の完全遂行を図るために、平素からこれに對処する心構えを養っておかなければならぬ。特に「災害対策基本法」の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況に鑑み、志太消防本部、他の地方公共団体や防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等の協力を得て、おおむね次の事項に重点をおき、総合防災訓練を実施する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>(1) 水防</td> <td>(2) 消火</td> <td>(3) 交通規制</td> </tr> <tr> <td>(4) 航空偵察</td> <td>(5) 道路啓開</td> <td>(6) 救出・救護</td> </tr> <tr> <td>(7) 避難・誘導</td> <td>(8) 通信情報連絡</td> <td>(9) 救助物資輸送</td> </tr> <tr> <td>(10) 避難所運営</td> <td>(11) 給水・炊き出し</td> <td>(12) 応急復旧</td> </tr> <tr> <td>(13) 遺体措置</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>総合防災訓練では、要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p>	(1) 水防	(2) 消火	(3) 交通規制	(4) 航空偵察	(5) 道路啓開	(6) 救出・救護	(7) 避難・誘導	(8) 通信情報連絡	(9) 救助物資輸送	(10) 避難所運営	(11) 給水・炊き出し	(12) 応急復旧	(13) 遺体措置		
(1) 水防	(2) 消火	(3) 交通規制														
(4) 航空偵察	(5) 道路啓開	(6) 救出・救護														
(7) 避難・誘導	(8) 通信情報連絡	(9) 救助物資輸送														
(10) 避難所運営	(11) 給水・炊き出し	(12) 応急復旧														
(13) 遺体措置																
救助・救急関係機関の連携	市及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動を行うため、救助・救急関係省庁とともに「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。															
防災関係者等の訓練実施	災害対策本部要員をはじめとした防災関係者は、各種防災知識を取得並びに体得し、災害時においてすみやかに応急措置等の活動ができるように、実際に即した個別訓練並びに連携訓練を実施するものとする。															
非常通信訓練	災害時において、災害地から市災害対策本部及び中部方面本部並びに関係官公署に対する災害通報及び情報発信が迅速正確に行い得るよう、通信訓練を実施する。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。															
防災訓練のための交通の禁止又は制限	県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。その場合、禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した災害対策基本法施行規則第5条に掲げる標示を設置することとなっている。															
防災訓練実施後の評価等	防災訓練後には評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。															
藤枝市等が行う防災訓練に対する参加・協力	藤枝市等が行う地域の防災訓練活動に積極的に参加・協力するものとする。															

第8節 自主防災組織の育成

地震、風水害等の異常な大災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、消防、水防、警察等関係機関の防災活動（公助）が地域の末端に十分即応できない事態が予測される。特に、広域被災が予想される南海トラフ地震等に際しては、国、県、市町をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講じなければならないが、発災初期においては公助が地域の末端まで行き届かないおそれがあるが強く、これに対処するためには、地域住民自らの防災活動（自助・公助）が必要であり、また、この活動は組織的に行われることにより効果的なものとなる。従って、当面、南海トラフ地震等の対策を主眼に地域の実情に応じた自主防災組織の育成を積極的に推進し、あわせて、風水害等に対しても、地域保全のための防災活動を行うものとする。また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

1 自主防災組織の概要

区分	内容	
組織	自治会または町内会単位で自主防災組織を設置し、各自主防災組織には、防災担当役員を設けて防災活動が効果的に実施できる組織とする。また、市は、自主防災活動に多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や、防災委員等役員への女性の3割以上の配置など、女性の参画が促進されるよう、自主防災組織への助言・支援等に努めるものとする。 ※自主防災会規約（資料編（共通対策）2-8-1①）、自主防災組織一覧表（資料編（共通対策）2-8-1②）	
編成	本部組織として、消火班、救護班、情報班、避難誘導班、給食給水班等及び自主防救助隊を編成し必要に応じて小単位の下部組織を置く。 併せて、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる防災委員を置く。	
活動内容	平常時	防災知識の普及、自主防災組織の台帳整備、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、危険箇所の点検・把握、避難計画の作成、各種台帳の整備・点検等を行う。
	災害時	地域の警戒、情報の収集・伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導、避難所の立上げ、在宅避難者の支援等を行う。

2 推進方法

市は、地域住民に対して、自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換して、地域の実情に応じた組織の育成を指導するとともに防災資機材等の整備についての助成を行い、組織が行う活動の充実を図る。

また、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮してきめ細かく実施するよう指導する。

3 研修会の実施

市は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織の活動を充実させるため、定期的に研修会を開催し、自主防災組織のリーダーの養成を図るものとする。その際、女性の参画の促進及び男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練等を指導できる人材の育成に努めるものとする。

研修名	対象者	目的
市民防災リーダー育成講座	会長、副会長、班長等のリーダー	防災上の知識技能の向上を図ることにより、自主防災組織のリーダーとしての行動力を充実させる。

4 市民の果たすべき役割

地震、津波等の防災に関し、市民が果たすべき役割は極めて大きい。市民は、自分達の安全は、自らの手で守る意欲をもち、平常時から発災後にいたるまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施し、災害が発生した場合の備えに万全を期する必要がある。

区分	内容
平常時からの実施事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災気象に関する知識の吸收 (2) 地震防災等に関する知識の吸收 (3) 地域の危険度の理解 (4) 家庭における防災の話し合い (5) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時の避難地、津波避難場所、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認 (6) 石油ストーブ、ガス器具等について対震自動消火等火災予防措置の実施 (7) 家屋の補強等 (8) 家具その他落下倒壊危険物の対策 (9) 就寝時の非常持ち出し品、屋外避難用衣類、運動靴の配備 (10) 飲料水、食料、携帯トイレ、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄（食料・飲料水については最低7日分） (11) 通信機器の充電装置、バッテリーの準備 (12) 自動車へのこまめな満タン給油 (13) 居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備え (14) 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動 (15) 動物の飼い主については、ペットフード等、飼育に要する物資備蓄（少なくとも5日分、できれば7日分以上）
南海トラフ地震臨時情報発表時の実施事項	<p>平常時の準備を生かし自主防災活動を中心として概ね次の事項が実施できるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 正確な情報の把握 (2) 火災予防措置 (3) 非常持出品の準備 (4) 適切な避難及び避難生活 (5) 自動車の運転の自粛
災害発生後の実施事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 出火防止及び初期消火 (2) 地域における相互扶助による被災者の救出活動 (3) 治療を要する負傷者の搬送 (4) 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護 (5) 自力による生活手段の確保

5 地域における自主防災組織の果たすべき役割

地域における防災対策は、自主防災組織により共同して実施することが効果的である。自主防災組織は、市、消防団及び県等その他防災関係機関と協力し、地域の防災は自らの手で担う意欲をもって、平常時から次の活動をするものとする。

区分	内容
防災知識の啓発	正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。主な啓発事項は、東海地震等の知識、南海トラフ地震臨時情報の意義や内容、平常時における防災対策、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割、女性が自主防災組織に参画する重要性等である。
防災委員の自主防災組織内の活動	防災委員は、住民の防災対策の啓発活動を行うほか、自主防災組織内の役員として、又は、組織の長の相談役、補佐役として『自主防災地図の作成』以下の諸活動の企画、実施に参画するものとする。

区分	内容
自主防災地図の作成	自主防災組織は、地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することにより的確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の的確化を図る。
自主防災組織の防災計画書の作成	地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。
自主防災組織の台帳の作成	<p>自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び南海トラフ地震臨時情報発表時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。</p> <p>なお、要配慮者に関する台帳の整備に当たっては、民生委員・児童委員や福祉関係団体等との連携に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 世帯台帳（基礎となる個票）※津波避難台帳を兼ねる (2) 要配慮者に関する台帳 (3) 人材台帳 (4) 自主防災組織台帳
防災点検の日の設置	家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。
避難所の運営体制の整備	市の「避難所運営マニュアル」や県の「避難生活の手引き」、「避難所運営マニュアル」等を参考に、市及び施設管理者と協力して避難所ごとのルールやマニュアル等の運営体制を整備する。 (資料編（共通対策）2-8-5)
防災訓練の実施	総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時南海トラフ地震臨時情報発表時の対応に関する次の事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市町等と有機的な連携をとるものとする。また、要配慮者への配慮及び男女共同参画の視点を生かした訓練の実施に努めるものとする。
（1）情報の収集及び伝達の訓練	
（2）出火防止及び初期消火の訓練	
（3）避難訓練	
（4）救出及び救護の訓練	
（5）炊き出し訓練	
地域内の他組織との連携	地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

6 市の指導及び助成

区分	内容
自主防災組織づくりの推進	市は、中部地域局と連携して地域住民と十分話し合い、共通の目的意識を持ち、最もその地域にあった自主防災組織づくりを推進する。
防災委員制度	<p>市は、自主防災組織及び住民による防災対策の啓発活動を強化するため、防災委員制度の推進を図り、防災委員に対し研修を行うものとする。防災委員の任期は3年とし、次の各号に掲げる活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 同一生活圏における複数の自主防災組織の連携強化と防災情報の共有化 (2) 個人指導等によるきめ細かな自主防災活動の指導 (3) 市の施策の広報や推進、普及協力 (4) 市に対する防災モニターとしての地域防災情報の収集、伝達 (5) 自主防災組織会長等の補佐、支援

区分	内容		
	研修名	対象者	目的
自主防災に関する意識の高揚	市民防災リーダー育成講座	自主防災組織の中心的リーダー(会長・副会長・班長等)	防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。
	地震防災講演会	自主防災会員及び市民、事業所、消防団員、市職員	自主防災会の会員を始め、広く市民等に防災知識の習得及び防災意識の高揚を図る。
	防災委員長会議	防災委員長	各自主防災組織の会長の補佐として、意見や情報交換を行い、自主防災組織のより一層の強化を図る。
	防災委員研修	防災委員	防災上の知識・技能を修得し、自主防災組織及び地域住民への防災意識・対策について啓発・強化を図る。
	自主防災会視察研修	自主防災会役員及び会員	先進都市等の防災施設等を見聞し、防災対策の強化、充実を図る。
組織活動の促進	市は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、津波避難計画の作成、その他の活動の充実を図る。		
コミュニティ防災センターの活用	市はコミュニティ防災センターを設置し、自主防災活動の拠点として次の事項等について活用する。 (1) 平常時は自主防災活動の中心として、防災訓練及び防災知識の普及の場とする。 (2) 地震発生後は、緊急に避難するための施設として活用するほか、自主防災活動等の拠点とする。		
自主防災組織への助成	自主防災組織の活動に必要な運営経費及び防災用資機材及び倉庫の整備を促進するため、市及び県は必要な助成を行う。		
静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」の活用	市は、当該アプリに搭載した機能を活用し、自主防災組織毎の状況を把握及び理解するとともに、自主防災組織の役員が自らの組織の状況を評価し改善できるようにするなど、地域防災力の向上に努めるものとする。		

7 自主防災組織と消防団との連携

消防団は地域住民により構成される消防機関であり、自主防災組織の訓練に消防団が参加し、資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団OBが自主防災組織の役員に就任するなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図ることとする。

消防団と自主防災組織は、共に連携して地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化を図り、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。市は、消防団について、加入促進による人員の確保、車両・資機材の充実や教育・訓練の充実に努めるものとする。

第9節 事業所等の防災活動

事業所及び施設を管理し、又は運営する者（以下「事業所等」という。）は、平常時から次の事項について努めなければならない。

- 従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行い、被災住民の救出等地域の一員として防災活動に参加すること。
- 自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織と連携を取り、事業所および関係地域の安全を確保すること。
- 発災後数日間は、従業員・利用者等を事業所内に留めておくことができるよう、施設の耐震化、機材の固定、必要な物資の備蓄を実施すること。
- 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業所等は、事業活動に関し、県、市町が実施する防災に関する施策へ協力すること。
- 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することがないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずること。

区分	内容
平常時からの防災活動の概要	(1) 防災訓練 (2) 従業員等の防災教育 (3) 情報の収集、伝達体制の確立 (4) 火災その他災害予防対策 (5) 避難対策の確立 (6) 救出及び応急救護等 (7) 飲料水、食料、災害用トイレ等、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保 (8) 施設及び設備の耐震性の確保 (9) 予想被害からの復旧計画策定 (10) 各計画の点検・見直し
防災力向上の促進	市は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。 市は、物資供給事業者等の協力を円滑に得るため、協定の締結等に努めるものとする。 市及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。
事業継続計画(BCP)の取組	事業所等は事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定・運用するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

第10節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。

なお、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第11節 ボランティア活動に関する計画

区分	内容
ボランティア活動の支援	市及び社会福祉法人焼津市社会福祉協議会（以下「焼津市社会福祉協議会」という。）は、焼津市災害ボランティア本部で活動する災害ボランティア・コーディネーターと連携した訓練や質的向上のための研修の実施を計画する。
ボランティア活動経費等の準備	市は、焼津市災害ボランティア本部で活動するための資機材の整備や初動経費の事前準備に努めるなど、事前にコーディネーターを活用できるような環境を創る。

第12節 要配慮者支援計画

要配慮者に対し、その支援する内容等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備するものとする。

区分	内容						
要配慮者支援体制	<p>市は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難地、津波避難場所又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局等との連携の下、志太消防本部、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障害福祉サービス事業所、障害者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等要配慮者の避難支援体制を整備するものとする。</p> <p>地域においては、市のみでなく、自主防災組織を中心となり、次の関係団体が協力して要配慮者の支援に当たるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">行政機関</td><td>警察、消防、特別支援学校等</td></tr> <tr> <td>地域組織</td><td>自治会、町内会等</td></tr> <tr> <td>福祉関係、 福祉関係団体</td><td>民生委員・児童委員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障害福祉サービス事業所、障害者団体等</td></tr> </table>	行政機関	警察、消防、特別支援学校等	地域組織	自治会、町内会等	福祉関係、 福祉関係団体	民生委員・児童委員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障害福祉サービス事業所、障害者団体等
行政機関	警察、消防、特別支援学校等						
地域組織	自治会、町内会等						
福祉関係、 福祉関係団体	民生委員・児童委員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障害福祉サービス事業所、障害者団体等						
避難行動要支援者の把握、名簿の作成等	<p>市は、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生、又は発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という）について避難支援等（避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置）を実施するため、市が把握している福祉情報及び県が把握している難病者に係る情報等を積極的に活用し、避難行動要支援者名簿を作成する。</p> <p>市は、民生委員・児童委員等と協力して、避難行動要支援者の把握に当たる。</p>						
避難行動要支援者名簿の対象者	<p>避難行動要支援者名簿の対象者は、在宅の者のうち、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 要介護3以上の認定を受けている者 (2) 身体障害者手帳1級又は2級に該当する者 (3) 療育手帳Aに該当する者 (4) 精神障害者保健福祉手帳1級に該当する者 (5) 上記以外で支援の必要がある者 						

区分	内容
避難行動要支援者名簿の提供	<p>市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者（消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者）に対し、本人の同意を得た上で避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を提供する。ただし、現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じ提供する。</p> <p>上記により名簿情報の提供を受けた者その他の名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、秘密保持義務が生ずる。</p> <p>名簿情報の提供を受ける者は、提供された名簿情報が無用に共有、利用されないよう適正に管理し、名簿情報の漏えい防止等に必要な措置を講じる。</p>
避難行動要支援者名簿の更新	市は、住民の異動や障害者手帳等の発行により変化する避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新し、概ね1年ごとに避難支援等関係者に提供する。
個別避難計画の作成等	<p>市は、市地域防災計画に基づき、避難支援等関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>市は、市地域防災計画に定めるところにより、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意に基づき、あらかじめ個別避難計画情報を提供するものとする。また、県等多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供など、必要な配慮をするものとする。</p>
防災訓練	市は、県と連携し要配慮者の避難誘導、避難所における支援等を適切に行うため、要配慮者が参加する防災訓練を実施する。
人材の確保	市は、県と連携し、日頃から手話通訳者、要約筆記者、外国語通訳、ガイドヘルパー、介護技術者等、要配慮者の支援に必要となる人材の確保に努める。
協働による支援	市は、県と連携し、要配慮者の支援を行うため、社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体のほか、地域の企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて事前に協定を締結する。
地区防災計画との整合	市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
避難支援等関係者等の安全確保	市は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者等の安全確保に十分配慮する。
要配慮者利用施設における避難確保措置等	要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第13節 救助・救急活動に関する計画

区分	内容
救助隊の整備	志太消防本部は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

第14節 応急住宅・災害廃棄物処理

区分		内容
応急住宅	建設型応急住宅	市及び県は、応急建設住宅の用地に関し、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。
	賃貸型応急住宅	市及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。
	公営住宅	
災害廃棄物処理		<p>市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。</p> <p>市及び県は、国とともに、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。</p>

第15節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画

実施主体	内容
県、市	<p>緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、県が石油連盟と締結した「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」に基づき、重要施設（災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、県が別途指定したもの）の燃料供給に必要な情報の共有を図るものとする。</p> <p>随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努める。また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むよう努めるものとする。</p>
重要施設の管理者	<p>県、市及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギー・システムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等を安全な位置に整備し、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平常時から点検、訓練等に努めるものとする。</p> <p>特に、災害拠点病院等の人命にかかる重要な重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。</p> <p>病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</p> <p>県、市及び上記重要施設の管理者は、燃料の調達に当たっては、災害時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大に努めるものとする。</p> <p>県、市、災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。</p>

実施主体	内 容
ライフライン事業者	<p>災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。</p> <p>ライフライン施設の応急復旧について、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>電気、通信等のライフライン施設については、発災後の円滑な応急対応及び早期の復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。</p> <p>被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。</p> <p>下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。</p> <p>県、電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。</p>

第16節 被災者生活再建支援に関する計画

区 分	内 容
実施体制の整備	<p>市は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(1) 住家被害の調査及びり災証明書交付の訓練 (2) 応援協定の締結 (3) 応援の受入れ体制の構築</p>
システムの活用	市は、住家被害の調査及びり災証明書交付を効率的に実施するため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第17節 市の業務継続に関する計画

区 分	内 容
業務継続体制の確保	<p>市は、災害発時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、焼津市業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。</p> <p>実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行ふものとする。</p>
業務継続計画等において定めておく事項	<p>市は、内閣府（防災担当）作成「市町村のための業務継続計画作成ガイド」「大規模災害発生における地方公共団体の業務継続の手引き」を踏まえ、少なくとも以下の事項についてあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>(1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制 (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定 (3) 電気・水・食料等の確保 (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保 (5) 重要な行政データのバックアップ (6) 非常時優先業務の整理</p>

第18節 複合災害対策及び連続災害対策

市は、地震、津波、原子力災害、風水害等の複合災害・連続災害（同時又は連續して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより被害が深刻化し、災害対応が困難となる現象）の発生の可能性を認識し、備えを充実するものとする。

市は、後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応に当る要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることにも留意する。また、その際、外部からの支援を早期に要請することも考慮する。

市は、様々な複合災害・連続災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害・連続災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

第19節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備

市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について府内及び避難所等における連絡調整を行うものとする。また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

第20節 災害に強いまちづくり

市は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」※1及び「グリーンインフラ」※2の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

注) ※1の例として、水田の貯留機能を活用した洪水抑制、海岸防災林の造成により津波防災機能を持たせること等が、※2の例として森の防潮堤づくり、多自然川づくり等の取組が挙げられる。

市は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携のもと、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる区域を限定し、住宅を安全な区域に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

市は、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

市は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靭で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

また、避難路、緊急輸送路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。